

愛知県立総合看護専門学校

学校評価報告書

令和5年3月

はじめに

愛知県立総合看護専門学校は令和3年度に開学50年を迎えました。開学時は保健師課程、看護師3年課程、看護師2年課程（全日制、全日制9月入学、定時制）の5課程・入学定員200人という規模の養成所でしたが、50年という時の流れの中で、保健医療のめざましい変革や、少子化による18歳人口の減少、質の高い人材が求められたことなどから、現在は看護師3年課程の1学年定員120人の看護専門学校として愛知県内の看護師の養成を担っています。

この自己点検・自己評価である「学校評価報告書」につきましては、自己評価委員会が中心となり、5年毎に発刊しています。今回は、プロジェクト学習の導入やルーブリック評価、各学年末の看護技術演習の内容を盛り込み、平成30年3月に発刊しました。今回は、報告書の発刊に向け、令和3年度と令和4年度の2年間のタイムスケジュールで取り組みました。令和3年度までのデータを収集し、そのデータから分析・評価を行い、外部評価者の方々からご意見等も頂きながら完成することができました。

今回の報告書の特徴の一つとして、令和2年から世界中を混乱させた新型コロナウイルス感染症に対する取り組みが記述されています。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のための緊急事態宣言による休校や、臨地実習の受入れ中止など、今まで経験したことのない状況の中、計画した教育課程を遂行し、社会に求められる看護師を養成するために暗中模索しながら進んできました。当時を振り返りながら評価することで、現状の分析や今後の方向性を検討する上でとてもよい機会となりました。また、付帯事業である看護研修センターについても、感染対策をしながらどのように継続したかを評価しています。

そして、二つ目には、令和4年4月からの第5次カリキュラム改正への取り組みについて記述しています。新型コロナウイルス感染症対策と並行しながらの検討は決して計画どおりとはいかず、十分検討できなかった部分もありますが、新カリキュラムの趣旨を捉え、教員一丸となって取り組んだ結果です。

これらの内容から、本校が教育をするうえで大切にしていることが伝わりましたら幸いです。

本校では、今後も継続的に学校評価を実施するとともに、本校の教育活動をさらに改善し、看護教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

令和5年3月

愛知県立総合看護専門学校
学校長 高口みさき

目 次

自己点検評価結果

I	教育理念と教育目的	
1	設置の目的	1
2	教育理念	1
3	教育目的	2
II	教育目標と卒業生の特性	
1	教育目標	3
2	卒業生の特性	5
3	到達目標	6
4	今後の課題	10
III	教育課程	
1	教育課程編成	11
2	第5次改正カリキュラムの教育課程編成	14
3	単位履修	24
4	単位認定	24
5	既修得単位の認定	27
6	今後の課題	27
IV	臨地実習	
1	臨地実習施設の選定	28
2	臨地実習指導体制	30
3	臨地実習施設との協働	31
4	プロジェクト学習	39
5	臨地実習における倫理教育と安全対策	41
6	今後の課題	44
V	教授・学習・評価過程	
1	授業内容の編成	46
2	授業形態と授業方法	47
3	学習の支援体制	48
4	評価計画	52
5	今後の課題	59
VI	教職員	
1	組織	60
2	委員会とその運営	68
3	教職員の任用	70
4	教職員の資質向上	71
5	今後の課題	83
VII	経営管理	
1	財政	84
2	施設設備	88
3	学生の福利厚生	94
4	学生生活の支援	96

5	広報活動	97
6	自己点検・自己評価体制	99
7	養成施設等指導調査	99
8	その他の活動	99
9	今後の課題	100

VIII 入学

1	入学者の選抜と受験生の動向	102
2	入学希望者拡大への取り組み	104
3	在籍学生の動向	104
4	退学者・休学者の状況	105
5	今後の課題	106

IX 卒業・就業・進学

1	進路指導体制	108
2	就職・進学状況	108
3	看護師国家試験	109
4	今後の課題	110

X 卒業時の看護実践能力と卒業生の活動状況

1	卒業時の看護実践能力について	111
2	卒業年度の技術評価と技術演習	115
3	卒業生の活動状況	115
4	今後の課題	117

XI 地域社会・国際交流

1	地域社会への貢献	118
2	国際交流	120
3	今後の課題	121

XII 研究

1	研究活動の方針	122
2	研究活動状況	122
3	今後の課題	126

XIII 研修センター

1	設置の概要	128
2	事業実績	129
3	今後の課題	130

外部評価者からの意見

評価者	中嶋 哲彦	133
評価者	杉浦美佐子	136
評価者	前田 正信	141
評価者	永田ゆかり	144
評価者	出石 敬子	147

付録	資料集	153
----	-----	-----

自己点検評価結果

I 教育理念と教育目的

1 設置の目的

良質な看護を安定的に供給でき、保健医療福祉サービスの充実に貢献できる看護師の育成を図る。

本校は、昭和46年に開学し、令和3年に50年を迎えた。

現在、第一看護科の学生総定員は360人（9クラス）である。愛知県立総合看護専門学校となってから現在（令和3年度末）までに8,385人の卒業生を輩出し、卒業生は県内をはじめとする、さまざま分野で活躍している。

<沿革>

昭和46年9月1日	愛知県立総合看護学院が開学する。 公衆衛生看護学科、臨床看護学第一科、同第二科、同第三科、同第四科の5課程で、学生定員は各科40名の合計200名となる。
昭和51年4月1日	専門課程を置く専修学校として文部大臣の認可を受ける。
昭和52年4月1日	本校の名称を愛知県立総合看護専門学校と改める。
昭和56年3月25日	臨床看護学第三科を閉科する。
昭和56年4月1日	公衆衛生看護学科を保健科に改め、学生定員を80名とする。 臨床看護学第一科を第一看護科に、同第二科を第二看護科に、同第四科を第四看護科に改める。
平成4年4月1日	第一看護科の学生定員を100名に変更する。
平成7年2月27日	看護科を卒業した者は、専門士と称することができる旨の文部省告示を受ける。
平成13年4月1日	保健科を閉科及び第一看護科の学生定員を80名に変更する。
平成15年4月1日	看護研修センターが併設される。
平成16年4月1日	第一看護科の学生定員を120名に変更する。
平成17年4月1日	第四看護科を閉科する。
平成18年4月1日	第二看護科を閉科する。

2 教育理念

生命の尊重、人間愛を根底にした調和のとれた看護実践者の育成を目指す。

さまざまな看護の場において、あらゆる看護の対象に対して、安全に、科学的根拠に基づいた看護が実践できるように教育をする。

常に責任感と倫理観をもって行動でき、看護の向上をめざして自己研鑽できる能力を身につけた専門職業人を育成する。

教育理念は平成21年に見直しをしてから変更していない。

「人間愛を根底にした調和のとれた看護実践者」「自己研鑽できる能力を身につけた専門職業人」の育成を目指し、平成26年度から臨地実習においてプロジェクト学習を取り入

れた。学生の判断力や主体性は一朝一夕で身につくことではないため臨地実習以外でもプロジェクト学習が実施されるよう令和2年度からは1年次のオリエンテーションでプロジェクト学習の説明や学習支援を行っている。

また、新カリキュラムの運用が令和4年度入学生から適応されることを見込んで、平成31年度には「4大概念」「教育理念」「教育目標」「卒業生の特性」「学年目標」を立案した。令和2年度は「どんな学生を育てたいか」教員全員で意見を交換し「4大概念」から順に「教育理念」「教育目標」「卒業生の特性」「学年目標」について見直しを行い令和3年度には「教育理念」「教育目標」「卒業生の特性」をもとにその人にとってより最適な健康状態になるように、看護実践能力の強化に向けた取り組みを継続しつつ、科学的思考のみでなく、看護を創造できる能力が身につくよう授業および実習内容の細部を検討している。

3 教育目的

愛知県立総合看護専門学校は、看護に関する専門の知識及び技能を修得させ、もって社会的に有為な看護師を育成することを目的とする。

本校は、教育理念を基に看護師という職業人を育成するため、知識・技術・態度を修得することを目的としている。さらに教育理念から、「生命を大切に思う心」と「自他を問わず人間を愛する心」を根底に「喜び」「悲しみ」「痛み」「苦しみ」を分かち合える調和のとれた豊かな感性を持った看護師の育成を目指している。社会的に優位な看護師とは、常に責任感をもって行動ができ、看護の向上を目指して自己研鑽できる看護実践者であると解釈し看護師の育成を、プロジェクト学習を用いながら目指している。

II 教育目標と卒業生の特性

1 教育目標

- (1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。
- (2) 人々の多様な価値観を認識し、専門職業人としての倫理観に基づき看護を実践できる能力を養う。
- (3) あらゆる健康状態や生活の場に応じた看護を科学的根拠に基づき実践できる能力を養う。
- (4) 保健医療福祉チームの一員として協働し、看護の役割を果たす能力を養う。
- (5) 看護の向上をめざし、主体的に学び続ける姿勢を養う。

平成 21 年度の指定規則の一部改正にあたり、見直しを行い看護実践や倫理に関する内容を追加した。これにより、教育理念・教育目的・教育目標に一貫性ができ 3 年間の目標がより具体的になった。また教員の教育活動や学生の学習活動の指針を示した。

令和 4 年度から行われる第 5 次カリキュラム改正に向けて、令和 2 年度に新カリキュラム改正プロジェクト委員会を設置し、教育理念・教育目的・教育目標の見直しを行っている。

教育目標（1）

看護は人間関係を基盤とした実践の科学である。対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された生活者として、生命の尊重、人間愛を根底にして理解することを目標に掲げている。なお、環境については、社会的に含むこととした。

教育目標（2）

看護の対象は人間である。人間は生命をもってこの世に誕生してから死まで様々な環境の中で生きている。そしてその人らしさ、人としての在り様が形成される。人間は多様な価値観をもつ唯一無二の存在であり、自他ともに存在価値を有することを理解するとともに、看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養うことを目標とした。カリキュラム改正にあたり、①看護実践に関することが少ないことや、②倫理に関することがみえない課題を踏まえ、カリキュラム改正後は、「倫理観に基づき看護が実践できる能力」と目標を追加した。

教育目標（3）

あらゆる健康状態や生活の場に応じた看護とは、あらゆる健康レベルにある人々に対して病院や在宅などの場で健康問題を解決する安全・安楽な看護を提供することである。そのためには科学的根拠が必要であり、実践するためには基礎的知識・技術・技能を修得し、対象の状況に応じた看護を提供できることを目標とした。

教育目標（4）

高齢化の進展とともに疾病構造の変化、認知症の高齢者などの介助を必要とする者の増加、そして家庭介護力の低下などにより、保健医療ニーズも変化してきた。保健医療

福祉は協働して行われるものであり、チームの中で役割を認識し、連携して対象に援助していく必要がある。そのために必要なマネジメント能力や患者・家族・医師及び医療関係職種間の調整役としての調整力を育成することを目標とした。

なお、社会資源の活用については、この目標を受けて、卒業生の特性で表現することとした。

教育目標（５）

医療技術の進歩や時代の要請に応えるためには、常に看護の専門性を追求する姿勢が望まれている。

専門職業人として必要な能力は、専門的知識・熟練した看護技術・主体的な判断・経験を通して実証していく力と考える。そのためには看護基礎教育において自己学習能力を育てることが重要である。本校の理念に看護の向上をめざして自己研鑽できる看護実践者の育成を掲げており、目標として具現化した。

教育理念、教育目的、教育目標については、学校案内やホームページ、学生便覧、学習の手引きや実習要綱に掲載している。学生には、入学オリエンテーション時に、教育内容、教育方法、教育環境について本校の考え方も含めて説明している。また、在校生には、新学年のオリエンテーションや臨地実習のオリエンテーションで説明をしている。また、教育目標を基にアドミッションポリシーを作成し、学生募集要項に掲載して受験生にも周知している。

講師や実習施設の看護部長や看護師長には、講義依頼時や実習打合せ会などで説明し、教育内容の理解に努めていただいている。

愛知県立総合看護専門学校アドミッションポリシー

愛知県立総合看護専門学校では、心身ともに健康で、本校の教育理念を理解し、明確な目的意識をもって看護の道を志す人を求めています。

- 1 生命を尊重し、さまざまな意見や価値観を理解しようとする姿勢のある人
- 2 人に関心を寄せ、思いやりの心をもって人と関わることができる人
- 3 看護の専門性を身につけるため、探究心を発揮して主体的に学び続けることができる人
- 4 周りの人と協力して、自分の役割を果たすことができる人
- 5 人々の健康を支える者として、自らの生活や健康を自己管理できる人

2 卒業生の特性

教育目標から卒業生の特性として「人間を幅広く理解する能力」「倫理観に基づき看護が実践できる能力」「科学的根拠に基づいた実践力」「多職種との協働」「主体的に学び続ける姿勢」の5つのキーワードを出し、それぞれに具体的な下位目標を作成している。また、教育理念、教育目的、教育目標との一貫性をもたせている。

教育目標（1）人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。

- （ア）人間を身体的・精神的・社会的な統一体として理解する。
- （イ）人間は、唯一無二の固有な存在であることを理解する。
- （ウ）人間は、変化する環境とたえず相互作用する存在であることを理解する。
- （エ）人間を生活者としてとらえることができる。
- （オ）人間は、他者と相互作用を営む存在であることを理解する。
- （カ）人間は、尊厳をもち自律した存在であることを理解する。
- （キ）人間は、生存・成長・生殖・成熟を目指し適応する存在であることを理解する。

教育目標（2）人々の多様な価値観を認識し、専門職業人としての倫理観に基づき看護を実践できる能力を養う。

- （ア）相手の意見・価値観を認め、尊重することができる。
- （イ）倫理観に基づいた判断・行動ができる。
- （ウ）人間の生・老・病・死に関する苦悩を理解し、共感的態度で関わるができる。
- （エ）生命の尊厳を守り、対象の人権を擁護した行動がとれる。

教育目標（3）あらゆる健康状態や生活の場に応じた看護を科学的根拠に基づき実践できる能力を養う。

- （ア）安全・安楽な看護実践のための知識・技術・態度を身につける。
- （イ）健康の保持増進・疾病の予防・健康回復・苦痛の緩和・安らかな死への援助ができる。
- （ウ）対象との相互作用により、信頼関係を築ける。
- （エ）科学的根拠に基づいた看護が実践できる。
- （オ）個人・家族・集団に対して基本的な看護が実践できる。
- （カ）あらゆる成長発達段階の対象に基本的な看護が実践できる。
- （キ）保健・医療・福祉分野などさまざまな場における基本的な看護が実践できる。

教育目標（4）保健医療福祉チームの一員として協働し、看護の役割を果たす能力を養う。

- （ア）看護師としての専門性を身につけ、責任ある行動がとれる。
- （イ）保健医療福祉チームにおける看護の活動領域、役割を理解する。
- （ウ）保健医療福祉チームにおけるマネジメント能力を身につける。
- （エ）保健医療福祉制度及び社会的資源について理解する。

教育目標（5）看護の向上を目ざし、主体的に学び続ける姿勢を養う。

- (ア) 自己の看護観をもつ。
- (イ) 社会の変化や国際情勢に対して幅広い視野をもつことができる。
- (ウ) 自己学習能力を養い、主体的に学習することができる。
- (エ) 論理的思考力を身につける。
- (オ) 看護の最新の知識・技術を習得しようと努力できる。

3 到達目標

(1) 学年目標

平成 24 年度から具体的目標と評価の視点、評価基準を見直した。

平成 26 年度からはプロジェクト学習を導入したことに伴う検討を行い、具体的目標を主体的学習姿勢が評価できる内容にした。

令和 4 年度入学生から新カリキュラムでの教育が開始されるため、学年目標を新たに検討していく予定である。

1 年生

- 1 人間の身体の構造と機能を理解する
- 2 人間は環境と相互作用する存在であることを理解する
- 3 人間は生活する存在であることを理解する
- 4 偏見や先入観をもたずに、他者の意見を尊重する
- 5 自己の役割を認識し、良識に基づいて行動する
- 6 安全、安楽な看護実践のための基礎となる看護技術を身につける
- 7 看護を実践するために必要な根拠を考える
- 8 病院における看護の機能と役割を理解する
- 9 保健医療福祉チームの職種と役割を理解する
- 10 自己の目標とする看護師像を表現する
- 11 看護とは何かを主体的に考える
- 12 計画的に看護の学習に取り組む

2 年生

- 1 人間は成長・発達し続ける存在であることを理解する
- 2 健康障害が人間に与える影響を理解する
- 3 看護学生として自覚と責任をもって行動する
- 4 専門職業人としての倫理観を理解する
- 5 あらゆる成長発達段階の対象に必要な看護技術を身につける
- 6 健康障害に応じた看護を実践する
- 7 対象をとりまく保健医療福祉チームの活動がわかり、看護師の役割を理解する
- 8 対象に応じた社会資源の活用方法を理解する
- 9 様々な看護に触れて自己の看護観を深める
- 10 主体的に学ぶために自己課題の解決に向けて取り組む

3年生

- 1 人間は身体的・精神的・社会的に統合された存在であることを理解する
- 2 人間は固有な存在であることを理解する
- 3 多様な価値観を認め、専門職業人としての倫理観に基づいて行動する
- 4 対象の苦痛を理解し、共感的態度で関わる
- 5 あらゆる健康状態や生活の場に応じた看護を実践する
- 6 対象のQOLの向上に向けた看護を実践する
- 7 保健医療福祉チームにおける多職種との連携の実際を理解する
- 8 保健医療福祉チームにおけるマネジメントの必要性を理解する
- 9 看護理論をもとに自己の看護観を表現する
- 10 実践した看護を論理的に振り返る
- 11 社会の変化や国際情勢がわかり、看護の動向に関心をもつ

(2)看護技術の到達目標

科学的根拠に基づいた看護技術を提供できる看護実践者を育てるために、卒業時までには到達する技術を明確に提示している。第4次カリキュラム改正時に、平成20年2月8日厚生労働省医政局看護課長通知の「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」の142項目を参考に「卒業時までには到達する技術項目の到達水準」を見直している。その結果、安全に科学的根拠に基づいた看護が実践できる能力をもつ看護師の育成をめざし、カリキュラム改正後は、看護技術の項目を9項目追加し85項目としている。平成24年度には水準の見直しを行い、各水準の項目数を、水準1は50項目から40項目、水準2は25項目から23項目、水準3は1項目に変更し、校内実習でモデルまたは学生間で実施するものを21項目新たに設けたり対象の条件や個別性を明確に示し、患者の状態に応じた看護技術の習得を考慮し表現を変えた。また、平成28年度には、確実に習得すべき技術を「自信が持てるまで実施する項目」として11項目あげた。（「看護技術の卒業時到達基準」を参照）

看護技術の到達目標の評価は、1年次から3年間活用できる用紙を使用し、卒業までの看護技術の習得状況を学生の自己評価により実施している。また、より臨床に近い状況で技術習得ができるよう平成25年度から各学年末に学生の学習段階に応じた事例を提示し技術評価を実施し、到達目標に近づくようにしている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は模擬患者を用いた技術評価が実施できなかつたり、モデル人形等を用いた採血や吸引などの実施も時間を縮小して実施した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症蔓延を受け、技術評価は全面的に中止にした。

看護技術の卒業時到達基準

No.1

技術の種類		到達基準		卒業時における水準
1. 環境調整技術	病室内の環境調整		1 患者にとって快適な病床環境をつくることができる。	1
	病床整備		2 臥床患者のシーツ交換ができる。	1
2. 食事の援助技術	食事介助		3 自力での経口摂取が困難な患者の食事介助ができる。	1
	経管栄養法	経鼻胃チューブの挿入	4 モデル人形での経鼻胃チューブの挿入・確認ができる。	★
		流動物の注入	5 流動物の注入ができる。	2
3. 排泄の援助技術	尿器・便器・ポータブルトイレによる排泄の介助		6 尿器による介助ができる。	1
			7 便器による介助ができる。	1
			8 ポータブルトイレによる排泄援助ができる。	1
	おむつ交換		9 新生児のおむつ交換ができる。	1
			10 大人のおむつ交換ができる。	1
	導尿	一時的導尿	11 モデル人形に導尿ができる。	★
		膀胱留置カテーテルの管理	12 膀胱留置カテーテルを挿入している患者のカテーテル固定、カテーテル確認、感染予防の管理ができる。	2
	浣腸		13 モデル人形にグリセリン浣腸ができる。	★
	摘便		14 モデル人形に摘便ができる。	★
	4. 活動・休息の援助技術	体位変換		15 麻痺や拘縮のある患者の体位変換ができる。
歩行介助（器具使用を含む）		16 麻痺や筋力低下のある患者の歩行介助ができる。	2	
移乗移送		車椅子	17 麻痺や筋力低下のある患者の車椅子への移乗ができる。	2
			18 患者を車椅子で移送できる。	1
		ストレッチャー	19 ベッドからストレッチャーへ移乗できる。	2
20 ストレッチャー移送ができる。			2	
良肢位の保持		21 良肢位の保持ができる。	1	
関節可動域訓練		22 関節可動域訓練ができる。	1	
5. 清潔・衣生活の援助技術	入浴介助		23 入浴介助ができる。	1
	新生児の沐浴		24 新生児の沐浴ができる。	2
	全身清拭		25 臥床患者の全身清拭ができる。	1
	部分浴		26 患者の状態に合わせた手浴ができる。	1
			27 患者の状態に合わせた足浴ができる。	1
	洗髪		28 臥床患者の洗髪ができる。	1
	口腔ケア		29 義歯を装着している患者の口腔ケアができる。	1
			30 意識障害のない患者の口腔ケアができる。	2
	陰部洗浄		31 臥床患者の陰部洗浄ができる。	1
	寝衣交換		32 臥床患者の寝衣交換ができる。	2
33 チューブ類挿入中の患者の寝衣交換ができる。			2	
6. 呼吸・循環を整える技術	酸素吸入	鼻カニューレ、フェイスマスク	34 鼻カニューレ、フェイスマスクによる酸素吸入ができる。	1
		酸素ボンベ	35 校内実習で酸素ボンベの取扱いができる。	★
	一時的吸引	口腔、鼻腔	36 モデル人形で口腔、鼻腔内吸引ができる。	★
		気管内	37 モデル人形で気管内吸引ができる。	★
	胸腔ドレナージの管理		38 低圧持続吸引の管理ができる。	2
	気管内加湿		39 気管内加湿ができる。	2
	罨法		40 温罨法ができる。	1
41 冷罨法ができる。			1	
7. 創傷管理技術	褥瘡予防		42 褥瘡の予防ができる。	1
	包帯法		43 巻軸包帯、三角巾による包帯法が実施できる。	★

水準1：教員や看護師の助言・指導により学生が単独で実施できるもの

水準2：教員や看護師の指導・監視のもとで学生が実施できるもの

水準3：学生は原則として看護師・医師の実施を見学する

★：校内実習でモデルまたは学生間で実施するもの

□：自信がもてるまで実施する項目

技術の種類		到達基準		卒業時における水準	
8. 与薬の技術	経口与薬（内服・口腔内与薬）	44	校内実習で誤薬防止の手順に沿った与薬ができる。	★	
	経皮、外用薬の与薬	45	経皮、外用薬の与薬ができる。	1	
	吸入	46	薬剤吸入ができる。	★	
	直腸内与薬	47	モデル人形に直腸内与薬ができる。	★	
	注射	皮下注射、筋肉内注射	48	モデル人形で皮下注射、筋肉内注射ができる。	★
		点滴静脈内注射	49	モデル人形に点滴静脈内注射ができる。	★
			50	校内実習で点滴静脈内注射の管理ができる。	★
輸液ポンプの基本操作	51	校内実習で輸液ポンプの基本操作ができる。	★		
輸血管理	52	輸血の管理ができる。	3		
9. 救急救命処置の技術	一次救命処置 BLS(basic life support)	53	意識の確認ができる。	1	
		54	モデル人形で気管確保が正しくできる。	★	
		55	モデル人形で人工呼吸が正しくできる。	★	
		56	モデル人形で閉鎖式心臓マッサージが正しくできる。	★	
		57	モデル人形にAEDを用いて正しく実施できる。	★	
10. 生体機能管理技術	バイタルサインの測定	58	バイタルサイン（体温・脈拍・呼吸・経皮的酸素飽和度・血圧・意識レベル）の測定ができる。	1	
	対光反射	59	対光反射が確認できる。	1	
	視診	60	視診ができる。	1	
	聴診	呼吸音	61	呼吸音の聴取ができる。	1
		心音	62	心音の聴取ができる。	1
			63	胎児心音の聴取ができる。	2
		腸蠕動音	64	腸蠕動音の聴取ができる。	1
	触診	65	触診ができる。	1	
	打診	66	打診ができる。	1	
	心電図モニターの電極の装着	67	心電図モニターの電極が装着できる。	1	
	身体計測	68	身体計測（身長・体重・腹囲）ができる。	1	
		69	乳児の身体計測（身長・体重・頭囲・胸囲）ができる。	2	
	子宮底長の測定	70	褥婦の子宮底長の測定ができる。	1	
	乳汁分泌量の測定	71	乳汁分泌量の測定ができる。	1	
	検体の採取と取り扱い	採尿	72	モデル人形で乳児の採尿ができる。	★
73			尿検体の正しい取り扱いができる。	2	
採血		74	モデル人形または学生間で静脈血採血が実施できる。	★	
血糖測定	75	簡易血糖測定ができる。	2		
11. 感染予防技術	スタンダードプリコーション	76	スタンダードプリコーションに基づく手洗いが実施できる。	1	
		77	必要な防護用具（手袋・ゴーグル・ガウン等）の装着ができる。	2	
	感染性廃棄物の取り扱い	78	使用した器具の感染防止の取り扱いができる。	2	
	無菌操作	79	無菌操作が確実にできる。	2	
	誤刺防止	80	針刺し事故防止の対策が実施できる。	2	
12. 安全管理技術	転倒の予防	81	転倒の予防ができる。	1	
	転落の予防	82	転落の予防ができる。	1	
	放射線暴露防止	83	放射線暴露の防止のための行動がとれる。	2	
	チューブ類の管理	84	チューブ類を安全に管理できる。	2	
13. 安楽確保の技術	安楽な体位	85	安楽な体位の保持ができる。	1	

水準1：教員や看護師の助言・指導により学生が単独で実施できるもの

水準2：教員や看護師の指導・監視のもとで学生が実施できるもの

水準3：学生は原則として看護師・医師の実施を見学する

★：校内実習でモデルまたは学生間で実施するもの

□：自信がもてるまで実施する項目

4 今後の課題

教育理念・教育目的・教育目標・学年目標の一貫性はある、社会の変化やニーズに合った内容である。しかし、令和4年度から実施される新カリキュラム導入に向けて教育理念・教育目的・教育目標をもとにその人にとってより最適な健康状態になるように、看護実践能力の強化に向けた取り組みを継続しつつ、科学的思考のみでなく、看護を創造できる能力が身につくよう授業及び実習内容の細部を検討している。今後も一貫性が細部にまで行き届いているか、検討していく必要がある。また、新カリキュラムにおいて求められる能力について学生便覧や学習の手引き、実習要綱に掲載し、入学オリエンテーション等で説明して学生に周知していきたい。

「看護技術の卒業時到達基準」経験状況と自信の程度について、学生は卒業時に自己評価をしている。新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、臨地での実習が縮小され、学内実習で補填したことや見学中心の実習もあり看護技術の経験回数を学生が自信をもってできる回数を実施させていくことは困難な状況にある。また、経験を積んでも、患者の状態に応じた看護技術を実践することはとても難しく、自信につながりにくいことはこれまでの結果から明確である。臨床と調整し経験の機会をできる限り確保するように努めること、少ない経験回数が学生の自信につながるよう実施後に学生と共にリフレクションを行いできたことを承認し、今後の課題を明確にする必要がある。

Ⅲ 教育課程

1 教育課程編成

令和3年度入学生までは、平成20年に改正された保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則とする）に基づいて作成した教育課程（以下、第4次改正カリキュラムとする）によって運営してきた。令和元年10月15日に厚生労働省から公表された看護基礎教育検討会報告書を受け、指定規則が改正され、令和3年4月1日から施行、令和4年4月1日から適用されることになった。改正にあたり、新カリキュラム改正プロジェクト委員会等で検討し、令和3年12月に保健師助産師看護師法施行令第13条第1項に基づき、学則（教育課程）の変更承認申請を行い、承認を受けた（以下、第5次改正カリキュラムとする）。

そこで、令和3年度入学生まで適用していた第4次改正カリキュラムについて述べたあと、第5次改正カリキュラムについて述べる。

（1）平成20年改正保健師助産師看護師学校養成所指定規則の概要

- ①教育内容の分野は「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の5分野である。
- ②「専門分野Ⅰ」は基礎看護学を教育内容とする。
- ③「統合分野」は、他の4分野の教育内容をより臨床実践に近い形で学習し、知識・技術を統合させる内容とする。
- ④学生が臨床実践能力を修得できるよう、より演習を強化した内容とする。
- ⑤97単位3,000時間以上の教育内容とする。

（2）第4次改正カリキュラムの構造

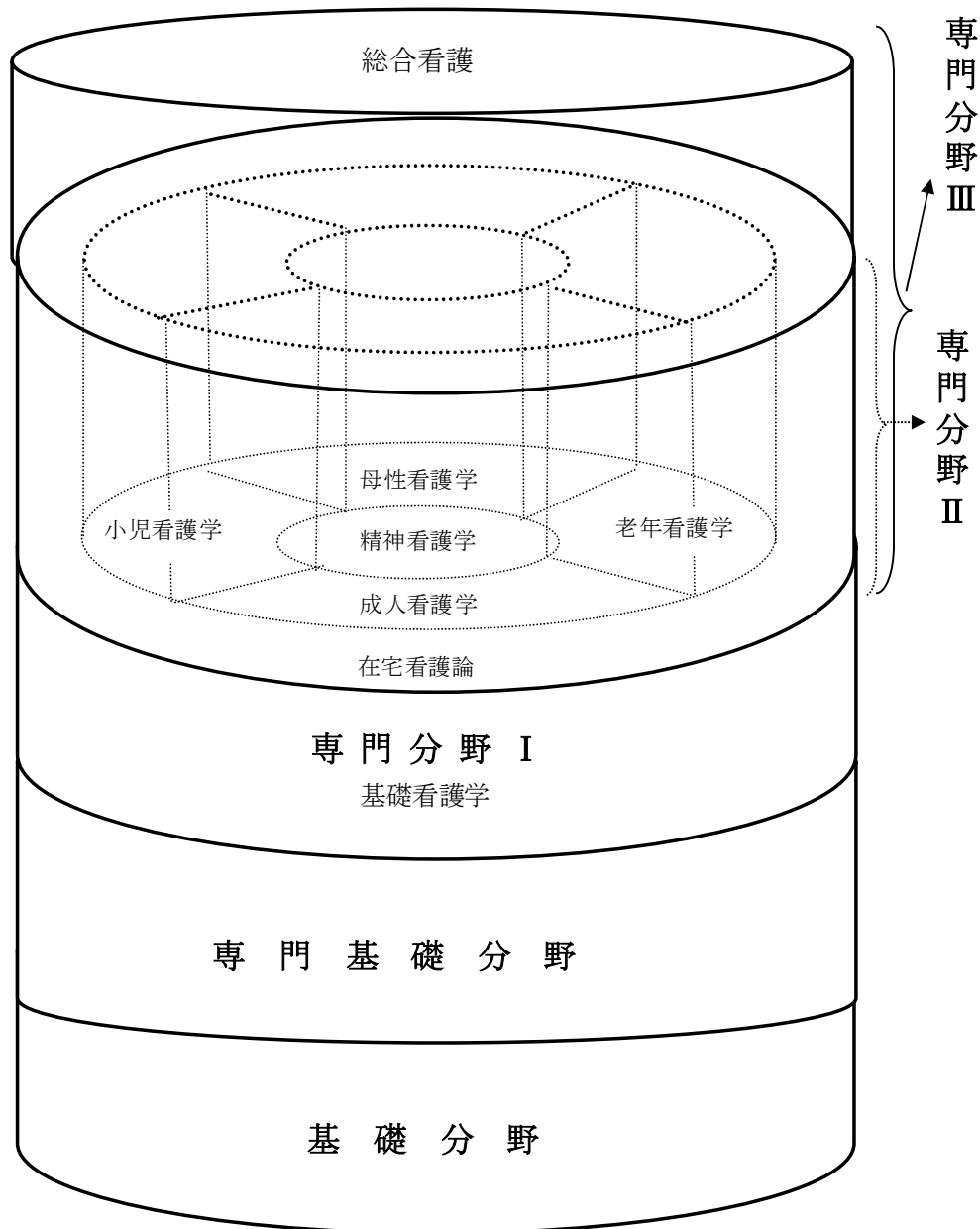
「カリキュラム構造図（第4次改正）」で示すように、基礎分野を土台とし、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱを積み上げた。なお、専門分野Ⅱでは、どの発達段階においても精神の健康問題が欠かせないため「精神看護学」を中央に配置し、その周辺に「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」「母性看護学」を並列に置いた。また、統合分野である専門分野Ⅲを専門分野Ⅱの周囲に覆い被せるようにし、専門分野Ⅱの周囲に「在宅看護論」を配置し、看護の専門的学習を強化する「総合看護」をその上に配置した。

（3）第4次改正カリキュラムの各分野の考え方

ア 基礎分野

科学的思考及び人間と人間の生活、社会について、専門基礎分野、専門分野の基礎となる知識を学ぶ分野とした。

科学的根拠に基づいた看護が実践できる科学的思考の基礎と、看護の対象である人間の心理・社会的特徴の理解と国際化・グローバル化に対応できる基礎を学ぶ内容とし、13単位360時間で構成した。科目名及び時間数については、「教育課程（第4次改正）」に示す。



カリキュラム構造図（第4次改正）

イ 専門基礎分野

人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復への促進及び健康支援と社会保障制度について理解し、専門分野の基礎を学ぶ分野とした。

看護の対象である人間の身体的、精神的特徴を理解する「人体の構造と機能」、健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーションを理解する「疾病の成り立ちと回復への促進」と、保健・医療・福祉システムを理解する「健康支援と社会保障制度」を学ぶ内容として、21単位 510時間で構成した。科目名及び時間数については、「教育課程（第4次改正）」に示す。

教育課程（第4次改正）

科 目		単位数	時間数	科 目		単位数	時間数
基礎分野	哲学	1	30	専門分野Ⅱ	成人看護学	6	180
	教育社会学	1	30		成人看護学概論	1	30
	社会文化人類学	1	30		成人看護学方法論Ⅰ	1	30
	人間関係学	1	30		成人看護学方法論Ⅱ	1	30
	人間工学	2	30		成人看護学方法論Ⅲ	1	30
	情報工科学	1	30		成人看護学方法論Ⅳ	1	30
	英語Ⅰ	1	30		成人看護学方法論Ⅴ	1	30
	英語Ⅱ	1	30		老年看護学	4	105
	ポルトガル語Ⅰ	1	30		老年看護学概論	1	30
	ポルトガル語Ⅱ	1	30		老年看護学方法論Ⅰ	1	30
健康科学	1	30	老年看護学方法論Ⅱ		1	30	
専門基礎分野	学Ⅰ	1	30		老年看護学方法論Ⅲ	1	15
	学Ⅱ	1	30		小児看護学	4	105
	学Ⅲ	1	30		小児看護学概論	1	30
	学Ⅳ	1	30		小児看護学方法論Ⅰ	1	30
	学Ⅴ	1	30		小児看護学方法論Ⅱ	1	30
	学Ⅵ	1	30		小児看護学方法論Ⅲ	1	15
	学Ⅶ	1	30		母性看護学	4	105
	学Ⅷ	1	30		母性看護学概論	1	30
	学Ⅷ	1	30		母性看護学方法論Ⅰ	1	30
	学Ⅷ	1	30		母性看護学方法論Ⅱ	1	30
	学Ⅷ	1	30		母性看護学方法論Ⅲ	1	15
	学Ⅷ	1	30		精神看護学	4	90
	学Ⅷ	1	30		精神看護学概論	1	30
	学Ⅷ	1	30		精神看護学方法論Ⅰ	1	30
	学Ⅷ	1	30		精神看護学方法論Ⅱ	1	15
	学Ⅷ	1	30		精神看護学方法論Ⅲ	1	15
	学Ⅷ	1	30	臨地実習	16	720	
	学Ⅷ	1	30	成人看護学実習Ⅰ	2	90	
	学Ⅷ	1	30	成人看護学実習Ⅱ	2	90	
	学Ⅷ	1	30	成人看護学実習Ⅲ	2	90	
学Ⅷ	1	30	老年看護学実習Ⅰ	2	90		
学Ⅷ	1	30	老年看護学実習Ⅱ	2	90		
学Ⅷ	1	30	小児看護学実習	2	90		
学Ⅷ	1	30	母性看護学実習	2	90		
学Ⅷ	1	30	精神看護学実習	2	90		
専門分野Ⅰ	基礎看護学	10	300	専門分野Ⅲ	在宅看護論	4	105
	看護学概論	1	30		在宅看護概論	1	30
	看護方法論Ⅰ	1	30		在宅看護方法論Ⅰ	1	30
	看護方法論Ⅱ	1	30		在宅看護方法論Ⅱ	1	30
	看護方法論Ⅲ	1	30		在宅看護方法論Ⅲ	1	15
	看護方法論Ⅳ	1	30		総合看護	4	105
	看護方法論Ⅴ	1	30		看護管理	1	30
	看護方法論Ⅵ	1	30		医療安全	1	30
	看護方法論Ⅶ	1	30		災害看護	1	15
	看護方法論Ⅷ	1	30		看護研究	1	30
臨床看護方法論	1	30	臨地実習	4	180		
臨地実習	3	135	在宅看護実習	2	90		
基礎看護学実習	3	135	総合看護実習	2	90		
				合 計	97	3,000	

ウ 専門分野Ⅰ

看護学の基盤となる看護の基礎的理論や看護実践に必要な看護技術を学ぶ分野とした。

看護の本質を理解し、看護に必要な基礎的知識・技術を身につけ、科学的根拠に基づき実践できる能力を養う内容とし、3単位 135 時間の臨地実習も含め 13 単位 435 時間で構成した。科目名及び時間数については、「教育課程（第4次改正）」に示す。

エ 専門分野Ⅱ

看護の対象である人間を成長発達段階からとらえ、その特徴と各発達段階で生じやすい健康障害時の看護を学ぶ分野とした。

人間の成長発達段階を「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」で、人々の心の健康や精神に障害のある人の看護を「精神看護学」で学習する内容とし、16 単位 720 時間の臨地実習も含め 38 単位 1,305 時間で構成した。科目名及び時間数については、「教育課程（第4次改正）」に示す。

オ 専門分野Ⅲ

専門分野Ⅰ、Ⅱを基盤とし、看護の場の違いに焦点をあてて、在宅療養者の看護を学び、さらに、看護を総合的、発展的に展開できるための基礎的能力を養う分野とした。

看護の場の拡大に対応し、地域の在宅療養者と家族への看護を「在宅看護論」で、これまでの学習内容を総合的に活用・発展させ、臨床実践力を高めるような学習を「総合看護」で、各々の学習を活かした看護を4単位 180 時間の臨地実習で行うこととし、それも含めた 12 単位 390 時間で構成した。科目名及び時間数については、「教育課程（第4次改正）」に示す。

2 第5次改正カリキュラムの教育課程編成

第5次カリキュラム改正に向け、令和2年6月に愛知県立総合看護専門学校新カリキュラム改正プロジェクトチームを設置した。プロジェクトチームは、教務課長、教務主任、実習指導グループ課長補佐、各領域責任者を中心にメンバー構成した。プロジェクトでは、カリキュラム改正及び申請書類の作成について、月に1～2回の頻度で委員会を開催し、令和3年11月まで検討した。その結果、第5次改正カリキュラムの教育課程を次の通りとした。

(1) 令和3年保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正点

主な改正点は、以下の通りである。

- ①総単位数を97単位から102単位へ充実（総時間数を削除）
- ②情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化に関する内容を充実
- ③臨床判断能力等に必要の基礎的能力の強化のため解剖生理学等の内容を充実
- ④対象や療養の場の多様化に対応できるよう「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に名称変更し、内容を充実

- ⑤各養成所の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定できるよう、臨地実習の単位数を設定

(2)教育理念

生命を尊重し、対象に深い関心を寄せ、調和のとれた看護実践者の育成を目指す。

あらゆる看護の場において、対象の健康のために、科学的根拠に基づいた看護が実践できる教育を行う。

常に責任感と倫理観をもって行動でき、看護の質向上のために自己研鑽し、社会に貢献できる専門職業人を育成する。

第4次カリキュラム改正で作成した教育理念の見直しを行った。抽象的で分かりにくい言葉については、その言葉の意味を考え修正した。また、看護実践の目的を明確にすることでどのような教育を目指すのかイメージできるよう表現した。

(3)教育目的

愛知県立総合看護専門学校は、看護に関する専門の知識及び技能を修得させ、もって社会に有為な看護師を育成することを目的とする。

教育目的は見直しを行ったが、大きな修正はしていない。

(4)教育目標

- 1 人間を身体的・精神的・社会的・文化的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。
- 2 看護師として必要な人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
- 3 人々の多様な価値観を尊重し、倫理観に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
- 4 科学的根拠に基づいた看護実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
- 5 保健・医療・福祉システムにおいて、多職種と連携・協働しながら人々への看護を提供する基礎的能力を養う。
- 6 専門職業人として社会の動向に目を向け、看護の質の向上をめざし、新しい知識、技術を主体的に学び続ける姿勢を養う。

第4次カリキュラム改正で作成した教育理念の見直しを行った。

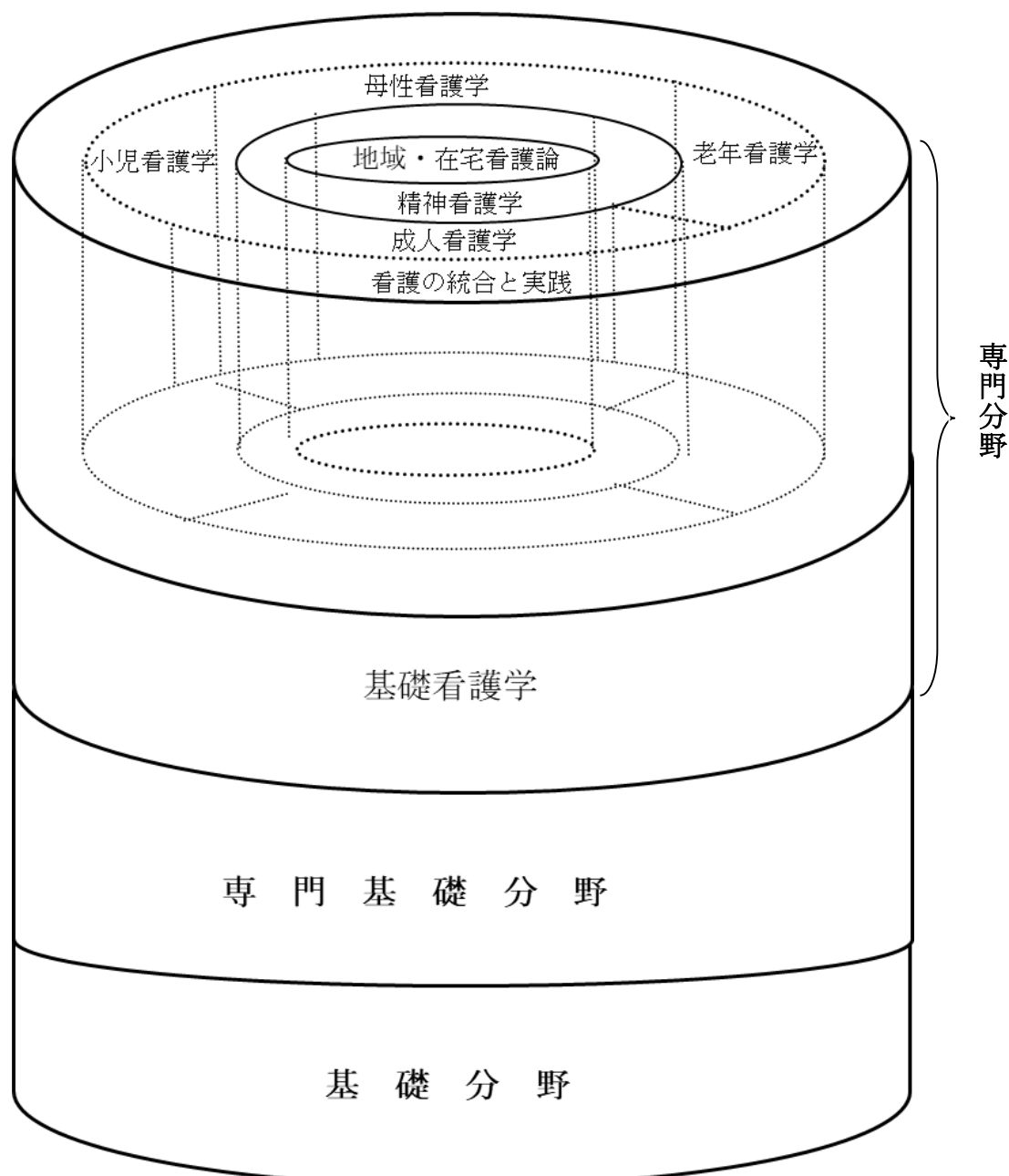
人間を統合された存在として理解するために、文化的側面を追加した。人は、国、市町村、会社などの集団に所属しており、その集団の衣食住、学問、宗教、習慣、生活様式などの文化に影響を受けて、思考や行動をしている。健康や疾患のとらえ方も多様である。看護師は対象を生活者としてとらえ、その人らしい生活の営みが継続できるように援助する役割があると考え教育目標1に「文化的」を追加した。そして、コミュニケーション能力のさらなる強化を目指し、教育目標2「看護師として必要な人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う」を新しく設定した。教育目標3は、その人らしく生きることを支援できるようになるために、「価値観を認識する」から「価値観を尊重する」に変更した。さらに、臨床判断を行う基礎的能力を身につけるために、教育目標4「科学的根拠に基づいた看護実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う」と設定し、教育目標5で

は、多職種連携を強化するためにも「保健・医療・福祉システムにおいて、多職種と連携・協働しながら人々への看護を提供する基礎的能力を養う」と設定した。

(5)カリキュラムの構造

本校では、「カリキュラム構造図（第5次改正）」で示すように、基礎分野を専門基礎分野、専門分野の土台とし、専門基礎分野は、専門分野の基礎とした。

看護学を学ぶ専門分野は、基礎看護学の土台として位置付けた。人間を成長発達段階からとらえ、あらゆる人々の生活の場での看護を学ぶ地域・在宅看護論と精神看護学を中心に配置し、その周囲に、小児看護学・成人看護学・老年看護学・母性看護学を置いた。各看護学を包含する意味から、看護の統合と実践を外側から覆うように位置付けた。



カリキュラム構造図（第5次改正）

(6)各分野の考え方

ア 基礎分野

専門基礎分野、専門分野の基盤となる人間と人間の生活の基本的な見方や考え方を学習する分野である。

科学的根拠に基づいた看護が実践できる「科学的思考の基盤」と、人間と社会の仕組みを幅広く理解し、国際化に対応できる能力、情報通信技術を活用するための基礎的能力の基盤となる「人間と生活・社会の理解」を深める内容とし、14単位 315時間で構成した。科目名及び時間数については、「教育課程（第5次改正）」に示す。

イ 専門基礎分野

看護実践の基盤として人間の生命や健康について学習する分野である。

看護の対象である人間の身体的・精神的特徴を理解する「人体の構造と機能」、健康・疾患・障害に関する観察力・判断力を強化するため、健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーションを理解する「疾病の成り立ちと回復への促進」、保健・医療・福祉システムを理解する「健康支援と社会保障制度」の内容とし、22単位 525時間で構成した。科目名及び時間数については、「教育課程（第5次改正）」に示す。

ウ 専門分野

「基礎看護学」を看護学の土台と考え、臨床判断能力や看護実践の基礎となる看護の基礎的理論の理解と看護技術を習得する内容とした。また、地域で生活する人々とその家族を理解し、地域におけるさまざまな場での看護の基礎や、多職種と協働する中での看護の役割を「地域・在宅看護論」で学習する内容とした。

人間を成長発達段階からとらえ、発達段階別の特徴に生じやすい健康障害時の看護を「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」で、あらゆる成長発達段階にある人々の心の健康や精神に障害のある人の看護を「精神看護学」で学習することで、対象に応じた看護が実践できる基礎的知識・技術・態度を習得する内容とした。

「看護の統合と実践」では、これまで学習したことを活用、発展させ臨床実践能力を高めるために学習する。臨床現場で行われている看護管理や医療安全、危機管理（災害時の対応）、看護チームや医療チーム内での個々の役割、諸外国における保健・医療・福祉などを理解することで、専門職業人としての自覚や責任ある行動ができるようにすることが必要である。また、自分の看護を客観的に科学的根拠に基づいて分析することで、卒業後の研究的な視点を養う内容とした。

専門分野は、講義・演習科目 45 単位 1,125 時間、臨地実習 33 単位 1,035 時間で構成した。科目名及び時間数については、「教育課程（第5次改正）」に示す。

「教育課程（第5次改正）」に示した単位数及び時間数については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第3号「教育の内容は、別表3に定めるもの以上であること」及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについての第6「教育に関する事項」2「履修時間数等」(3)「看護師養成所」にある「教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、102 単位以上の講義、実習等を行なうようにすること」を遵守している。

なお、臨地実習が 23 単位 1,035 時間であったところ、33 単位 1,035 時間と単位数を増やしている。この理由は、第 5 次改正カリキュラムにおいて臨地実習の単位の計算方法が変更となったためである。これまで「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」では、臨地実習は 1 時間を 60 分とし、1 単位を 45 時間とすることになっていたが、第 5 次改正カリキュラムから 1 時間を 60 分とする規定がなくなり、さらに 1 単位の時間数が 30 時間から 45 時間の範囲に定めることになった。本校では、実践力の強化のため、カリキュラム改正後も校外における実習時間は 60 分をもって 1 時間とした。また、実習中に臨地以外の場でも学習を必要とすることから、基礎看護学実習以外の実習科目は 1 単位の時間数を 30 時間とし、単位数を増加することで臨地実習の強化をはかることとした。

(7) 科目の設定理由

各分野の科目の設定理由について、令和 3 年の指定規則の改正にあたり変更した科目を中心に述べる。

ア 基礎分野

コミュニケーション能力のさらなる強化を目的に、指定規則改正前に実施していた「人間関係論」を「人間関係論Ⅰ」「人間関係論Ⅱ」とした。「人間関係論Ⅰ」では他者との人間関係の築き方や良好な発展のさせ方など人間関係の基本を学ぶこと、「人間関係論Ⅱ」では人間関係論Ⅰを発展させた内容で、カウンセリング技法、アサーティブ等の演習を通して、傾聴や自分の考えを表現する基盤を養うことを目的に設定した。また、ICTを活用するための基礎的能力を養うために「情報科学」を引き続き設定し、内容の見直しを行った。さらに、臨床判断を行う土台として、論理的・合理的思考や推論プロセスを意識し分析できる批判的思考が必要と考え「論理的思考の基礎」を新設した。

イ 専門基礎分野

指定規則改正前から学習している「形態機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」各 1 単位 30 時間の知識を統合し、生活行動の側面から人体の構造と機能を理解したうえでアセスメントにつなげられるよう「生活形態機能学」を新設した。さらに、「疾病治療論Ⅴ」を新設し、改正前に設定していた「リハビリテーション概論」の内容に加え手術療法及び放射線治療も学習するようにした。

ウ 専門分野

基礎看護学では、コミュニケーション能力の強化のためにも、看護実践に活かせるコミュニケーション技術を習得することを目的に「看護方法論Ⅱ」1 単位 15 時間を設定した。さらに、臨床判断を行う能力を身につけるため「看護方法論Ⅴ（フィジカルイグザミネーション）」1 単位 30 時間を学習した後、「看護方法論Ⅵ（フィジカルアセスメント）」1 単位 15 時間を学習するよう設定し、指定規則改正前よりも 1 単位 15 時間多くフィジカルアセスメントの内容を教授するようにした。そして、「臨床看護方法論」1 単位 15 時間で臨床判断プロセスや事例展開を行うことで臨床判断の基礎的能力を身につけることをねらいとした。

教育課程（第5次改正）

科 目		単位数	時間数	科 目		単位数	時間数
基礎分野	哲学	1	30	専門分野	地域・在宅看護論	6	135
	教育学	1	30		地域・在宅看護概論Ⅰ	1	15
	行動科学	1	30		地域・在宅看護概論Ⅱ	1	30
	人間工学	1	30		地域・在宅看護概論Ⅲ	1	15
	情報科学	1	30		地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	30
	論理的思考の基礎	1	15		地域・在宅看護方法論Ⅱ	1	30
	社会学	1	15		地域・在宅看護方法論Ⅲ	1	15
	文化人類学	1	30		成人看護学	6	150
	英語Ⅰ	1	15		成人看護学概論	1	30
	英語Ⅱ	1	15		成人看護学方法論Ⅰ	1	30
	ポルトガル語Ⅰ	1	30		成人看護学方法論Ⅱ	1	30
	人間関係論Ⅰ	1	15		成人看護学方法論Ⅲ	1	30
	人間関係論Ⅱ	1	15		成人看護学方法論Ⅳ	1	15
健康科学	1	15	成人看護学方法論Ⅴ		1	15	
専門基礎分野	学Ⅰ	1	30		老年看護学	4	105
	学Ⅱ	1	30		老年看護学概論	1	30
	学Ⅲ	1	30		老年看護学方法論Ⅰ	1	30
	学Ⅳ	1	30		老年看護学方法論Ⅱ	1	30
	学Ⅴ	1	30		老年看護学方法論Ⅲ	1	15
	形態機能学	1	15		小児看護学	4	105
	生活形態機能学	1	15		小児看護学概論	1	30
	代償謝養学	1	30		小児看護学方法論Ⅰ	1	30
	栄養学	1	30		小児看護学方法論Ⅱ	1	30
	病理学	1	15		小児看護学方法論Ⅲ	1	15
	微生物学	1	30		母性看護学	4	105
	疾病治療論Ⅰ	1	30		母性看護学概論	1	30
	疾病治療論Ⅱ	1	30		母性看護学方法論Ⅰ	1	30
	疾病治療論Ⅲ	1	30		母性看護学方法論Ⅱ	1	30
	疾病治療論Ⅳ	1	30		母性看護学方法論Ⅲ	1	15
	疾病治療論Ⅴ	1	15		精神看護学	4	105
	薬理学	1	30		精神看護学概論	1	30
	精神保健論	1	15		精神看護学方法論Ⅰ	1	30
	医療概論	1	15		精神看護学方法論Ⅱ	1	30
	社会福祉論	1	30	精神看護学方法論Ⅲ	1	15	
	環境保健論Ⅰ	1	15	看護の統合と実際	5	120	
	環境保健論Ⅱ	1	15	災害看護と国際看護	1	30	
	環境保健論Ⅲ	1	15	看護管理	1	15	
医療関係法	1	15	医療安全	1	30		
看護関係法	1	15	看護研究	1	30		
専門分野	基礎看護学	12	300	エンド・オブ・ライフ・ケアと看護	1	15	
	看護学概論	1	30	臨地実習	33	1,035	
	看護学方法論Ⅰ	1	15	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	
	看護学方法論Ⅱ	1	15	基礎看護学実習Ⅱ	2	90	
	看護学方法論Ⅲ	1	30	地域・在宅看護実習	3	90	
	看護学方法論Ⅳ	1	30	成人・老年看護学実習Ⅰ	3	90	
	看護学方法論Ⅴ	1	30	成人・老年看護学実習Ⅱ	3	90	
	看護学方法論Ⅵ	1	15	成人・老年看護学実習Ⅲ	3	90	
	看護学方法論Ⅶ	1	30	老年看護学実習Ⅰ	3	90	
	看護学方法論Ⅷ	1	30	老年看護学実習Ⅱ	3	90	
	看護学方法論Ⅸ	1	30	小児看護学実習	3	90	
	看護学方法論Ⅹ	1	30	母性看護学実習	3	90	
	臨床看護学	1	15	精神看護学実習	3	90	
			統合看護実習	3	90		
				合 計	114	3,000	

地域・在宅看護論では、指定規則改正前は「在宅看護概論」1単位 30 時間であったが、指定規則改正後、科目数及び単位数を増やした。その内容は、暮らしを理解するために「地域・在宅看護概論Ⅰ」1単位 15 時間を設定し、在宅看護の概要を理解するために「地域・在宅看護概論Ⅱ」1単位 30 時間、多職種連携について学ぶ「地域・在宅看護概論Ⅲ」1単位 15 時間を設定した。

老年看護学では、「老年看護学方法論Ⅲ」において、指定規則改正前は運動機能障害のある高齢者の看護であったが、改正後は、認知症高齢者数が増加してきている背景もあることから、認知機能障害のある高齢者の看護と学習内容を変更した。なお、運動機能障害のある高齢者の看護は「老年看護学方法論Ⅱ」へ含めた。

母性看護学では、「母性看護学方法論Ⅲ」において、指定規則改正前は褥婦・女性生殖器障害時の看護であったが、改正後は母子ともに健康に生活していくための援助ができるよう、産褥期に必要な母性看護技術のみに学習内容を変更した。なお、女性生殖器障害時の看護は、成人看護学方法論Ⅱへ含めた。

精神看護学では、「精神看護学方法論Ⅱ」において、指定規則改正前は1単位 15 時間であったものを、改正後は地域移行支援についての学習を中心に強化するためにも1単位 30 時間と時間数を増加した。

看護の統合と実際では、指定規則改正前は「災害看護」1単位 15 時間としていたが、災害看護について国境を越えた世界的視野をもって学ぶ必要があるため、「災害看護と国際看護」1単位 30 時間とした。さらに、対象者の社会的・文化的側面も含めて理解し、多様な場における生と死について考え、人生の終末期・晩年期を包括的に捉えた看護を学ばせたいと考え、「エンド・オブ・ライフケアと看護」を新設した。

臨地実習では、指定規則改正前は「基礎看護学実習」3単位 135 時間としていたが、「基礎看護学実習Ⅰ」1単位 45 時間、「基礎看護学実習Ⅱ」2単位 90 時間に分けることで、各実習における学習内容が明確になるようにした。そして、入院患者の高齢化に伴い、「成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を成人期だけでなく老年期も対象にすることとし「成人・老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」とした。

エ 特別教育活動

本校では、教育課程とは別に、行事や特別教育を行う「特別教育活動」の時間を確保している。

行事には、式典等や各学年の年度初めに行なうオリエンテーション、消防・防災訓練、学校祭があり、看護学生としての学習意欲や意識を高めることや学生間、職員及び地域の人々との交流を深めることを目的としている。

特別教育活動には、社会の変化に対応する看護師の役割や情報の取り扱いについての理解を深める特別講義、自己の看護観を深め主体的に学習する姿勢を養う演習、臨地実習安全教育等を含んでいる。

特別教育活動の内容や時間数については、毎年教務委員会での審議を経て学校長が決定している。

(8)科目の進度

4月から9月を前期、10月から3月を後期とし、学習の順序性を考慮し、科目を配置している。科目内容及び進度を「科目内容及び進度（第5次改正）」に示す。

1年次には、基礎分野のほとんどと専門基礎分野の約半分及び臨床看護方法論を除く専門分野の基礎看護学を学習する。他に、「成人看護学概論」「老年看護学概論」とともに、暮らしについて理解するため、「地域・在宅看護概論Ⅰ」を学ぶ。基礎看護学の臨地実習である「基礎看護学実習Ⅰ」1単位45時間は6月と12月に実施し、「基礎看護学実習Ⅱ」2単位90時間は2月から3月に実施する。それぞれの実習目標が達成できるよう科目の講義進度を調整している。

2年次には、基礎分野である「教育学」「英語Ⅱ」「人間関係論Ⅱ」の3科目、専門基礎分野である「医療概論」「社会福祉論」など6科目、専門分野では、基礎看護学の「臨床看護方法論」、地域・在宅看護論は地域・在宅看護概論Ⅰを除く5科目、成人看護学及び老年看護学は概論を除くすべて、小児看護学及び母性看護学の全科目と、「精神看護学概論」「精神看護学方法論Ⅰ」「災害看護と国際看護」を学習する。臨地実習は、老年看護学実習Ⅰを介護老人保健施設で前期に、病院で後期に行なっている。また、1月から3年次の12月にかけて、成人・老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、老年看護学実習Ⅱ、小児看護学実習、母性看護学実習、在宅看護実習を学生個々の進度で順次行い、成長発達段階や看護活動の場・健康レベルなどに応じた看護を学習する。

3年次には専門基礎分野の4科目、専門分野の6科目を学ぶ。臨地実習は、2年次の1月から行なっている成長発達段階や看護活動の場・健康レベルなどに応じた看護を継続しながら、精神看護学実習及び統合看護実習を行う。

科目内容及び進度表（第5次改正）

科 目	単 位	時 間 数	科 目 内 容	1 年 次		2 年 次		3 年 次	
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
基礎分野	哲 学	1	30	人間の存在や価値、人間の生死や倫理					
	教 育 学	1	30	人間の成長・発達における教育の意義や方法					
	行 動 科 学	1	30	人間の行動を成立させている要因や行動変容					
	人 間 工 学	1	30	看護技術の手技や機器の取り扱いに必要な物理的な基礎知識					
	情 報 科 学	1	30	統計的な情報処理方法とメディアの利用方法 情報倫理、看護におけるICT活用方法					
	論 理 的 思 考 の 基 礎	1	15	論理的な理解能力・思考能力・表現能力					
	社 会 学	1	15	社会の成り立ちや構造、現代社会の特徴（個人・家族・地域）					
	文 化 人 類 学	1	30	人間社会・文化の普遍性と多様性					
	英 語 I	1	15	看護・医療に関する基本的な専門英語や英会話力					
	英 語 II	1	15	看護学に関する英語文献の読解					
	ポ ル ト ガ ル 語	1	30	基本的文法と基礎会話					
	人 間 関 係 論 I	1	15	人間関係を形成するうえでの対人関係やコミュニケーションの概念					
人 間 関 係 論 II	1	15	人間関係の基本となるコミュニケーションの技術						
健 康 科 学	1	15	健康・体力の保持増進に関する知識と具体的方法						
専門基礎分野	人体の構造と機能	形 態 機 能 学 I	1	30	細胞と組織、骨筋肉系、消化器系、内分泌系の構造				
		形 態 機 能 学 II	1	30	呼吸器系、循環器系、神経系、感覚器系、腎泌尿器系、生殖器系の構造				
		形 態 機 能 学 III	1	30	呼吸器系、循環器系、消化器系、内分泌系の機能				
		形 態 機 能 学 IV	1	30	骨格と筋系、神経系・感覚器系、腎泌尿器系の機能				
		生 活 形 態 機 能 学	1	15	生活行動からみた人体の構造と機能				
		代 謝 学	1	30	人体を構成している物質と代謝機能				
	疾病の成り立ちと回復の促進	栄 養 学	1	30	人間の生命維持、成長・発達における栄養の意義と健康障害時の栄養管理				
		病 理 学 総 論	1	15	病気の原因と発生のしくみ、病理学的変化や生体機能の変化				
		微 生 物 学	1	30	微生物の特徴と疾病の関連性、感染に対する生体の防衛機能				
		疾 病 治 療 論 I	1	30	呼吸器系障害及び循環器系障害による生体機能の変化と検査、治療				
		疾 病 治 療 論 II	1	30	消化器系障害及び内分泌・代謝系障害による生体機能の変化と検査・治療				
		疾 病 治 療 論 III	1	30	運動機能障害、脳神経系障害による生体機能の変化と検査・治療				
健康支援と社会保障制度	疾 病 治 療 論 IV	1	30	血液・造血器系障害及び腎泌尿器系障害、女性生殖器系障害による生体機能の変化と検査・治療					
	疾 病 治 療 論 V	1	15	麻酔及び手術が生体に及ぼす影響 リハビリテーションの概念とリハビリテーションの知識と技術 放射線治療の特徴と生体機能の変化					
	薬 理 学	1	30	薬物の生体に及ぼす影響、薬物の管理方法や法規上の規制等					
	精 神 保 健 論	1	15	こころの健康やこころの発達					
	医 療 概 論	1	15	医療の倫理と患者の人権、医療政策、医療と経済					
	社 会 福 祉 論	1	30	社会福祉の基本理念と概念、社会福祉制度及び活用方法					
専門看護学	基礎看護学	環 境 保 健 論 I	1	15	環境が人間の健康に及ぼす影響、健康の保持・増進と疾病の予防				
		環 境 保 健 論 II	1	15	地域保健活動、産業保健・学校保健における看護職の役割と機能				
		医 療 関 係 法 規	1	15	保健医療制度に関する法律				
		看 護 関 係 法 規	1	15	保健師助産師看護師法の理解、看護の役割及び法的責任				
		看 護 学 概 論	1	30	看護の実践に必要な基礎的理論、看護の主要概念、看護倫理、看護の役割				
		看 護 方 法 論 I	1	15	安全・安楽				
		看 護 方 法 論 II	1	15	コミュニケーション				
		看 護 方 法 論 III	1	30	生活環境の調整、活動、休息・睡眠				
		看 護 方 法 論 IV	1	30	衣生活・清潔				
		看 護 方 法 論 V	1	30	フィジカルイグザミネーション				
		看 護 方 法 論 VI	1	15	フィジカルアセスメント				
		看 護 方 法 論 VII	1	30	食生活・排泄				
看 護 方 法 論 VIII	1	30	看護過程、学習支援技術						
看 護 方 法 論 IX	1	30	感染予防、診察・検査時の看護						
看 護 方 法 論 X	1	30	薬物療法時の看護						
臨 床 看 護 方 法 論	1	15	臨床看護の概念、臨床でよくみられる症状に対する基本的な援助方法						

科 目	単 位	時 間 数	科 目 内 容	1 年 次		2 年 次		3 年 次		
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ	1	15	人々の暮らしを支える						
	地域・在宅看護概論Ⅱ	1	30	在宅看護の概要						
	地域・在宅看護概論Ⅲ	1	15	対象を取り巻く多職種連携						
	地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	30	在宅療養者の日常生活援助						
	地域・在宅看護方法論Ⅱ	1	30	医療処置に伴う援助						
	地域・在宅看護方法論Ⅲ	1	15	在宅で療養生活を送る難病の人の看護						
成人看護学	成人看護学概論	1	30	成人期にある対象の特徴、成人看護の目的と機能						
	成人看護学方法論Ⅰ	1	30	急性期ケア（生命危機的状態にある患者）						
	成人看護学方法論Ⅱ	1	30	周手術期ケア（術前・術中・術後の患者の看護）						
	成人看護学方法論Ⅲ	1	30	セルフケア（慢性期の患者の看護）						
	成人看護学方法論Ⅳ	1	15	緩和ケア・がん看護						
	成人看護学方法論Ⅴ	1	15	成人看護技術、心肺蘇生法						
老年看護学	老年看護学概論	1	30	老年期にある対象の特徴、老年看護の基本と役割						
	老年看護学方法論Ⅰ	1	30	高齢者の日常生活の援助						
	老年看護学方法論Ⅱ	1	30	高齢者の健康障害時の援助						
	老年看護学方法論Ⅲ	1	15	認知機能障害のある高齢者の看護						
小児看護学	小児看護学概論	1	30	小児の理解、小児看護の目的・機能・役割						
	小児看護学方法論Ⅰ	1	30	小児の健康障害						
	小児看護学方法論Ⅱ	1	30	小児の健康障害時の看護						
	小児看護学方法論Ⅲ	1	15	小児看護技術						
母性看護学	母性看護学概論	1	30	母性の概念、母性看護の目的・機能・役割						
	母性看護学方法論Ⅰ	1	30	妊娠期・分娩期の看護						
	母性看護学方法論Ⅱ	1	30	産褥期・新生児の看護						
	母性看護学方法論Ⅲ	1	15	母性看護に必要な技術						
精神看護学	精神看護学概論	1	30	精神看護の概念、精神保健医療の歴史と法制度						
	精神看護学方法論Ⅰ	1	30	精神の健康障害と看護						
	精神看護学方法論Ⅱ	1	30	精神に障害のある人の日常生活援助						
	精神看護学方法論Ⅲ	1	15	精神看護技術						
看護の統合と実践	災害看護と国際看護	1	30	災害時における医療と災害時の看護活動 グローバルな視点からの看護の諸問題、拡大する看護師の役割						
	看護管理	1	15	看護マネジメントや看護サービスシステム						
	医療安全	1	30	医療安全推進と、看護・医療事故の発生の防止						
	看護研究	1	30	研究の基礎とケーススタディ						
	エンド・オブ・ライフ・ケアと看護	1	15	エンド・オブ・ライフ・ケアの基本的な考え方と看護師の役割						
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	病院の構造と機能、対象の生活環境や看護の機能 日常生活援助を中心とした看護の実践	-	-				
	基礎看護学実習Ⅱ	2	90	基本的欲求に基づく日常生活援助						
	地域・在宅看護実習	3	90	在宅療養者とその家族に対する看護						
	成人・老年看護学実習Ⅰ	3	90	生命が危機状態にある患者の看護						
	成人・老年看護学実習Ⅱ	3	90	周手術期にある患者の看護						
	成人・老年看護学実習Ⅲ	3	90	合併症・二次障害予防のための自己管理が必要な患者の看護						
	老年看護学実習Ⅰ	3	90	老年期の対象の理解と生活の質を維持するための看護						
	老年看護学実習Ⅱ	3	90	高齢者の健康障害に応じた看護						
	小児看護学実習	3	90	健康障害のある小児の理解と看護						
	母性看護学実習	3	90	妊娠各期の理解、産婦・褥婦及び新生児の看護						
	精神看護学実習	3	90	精神障害のある対象の理解と看護						
	統合看護実習	3	90	看護管理の実践、チームの一員としての複数患者の看護						

*科目進度は3クラス共通。但し、臨地実習は交代で実施する期間がある。

3 単位履修

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」第6「教育に関する事項」、3「単位制」の(2)「単位の認定」のアに「単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上を受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること」としている。

本校では、学則第17条の3(単位の認定)第1項に「授業科目の履修の認定は、その授業科目の担当教員が、自ら定める方法による試験を実施することによって行う」とし、学則施行細則第5条(履修の認定)第2項では、「学科試験は、筆記試験を原則とし、必要に応じて口述試験、実技試験、レポート等の方法により行う」と修得の確認方法を規定している。また、合格基準については、学則施行細則第5条第3項及び第10項で100点満点の60点以上としている。

受験資格については、学則施行細則第6条第1項で「試験の受験資格は、当該授業科目の学則授業時間数の3分の2以上出席している者に与える」、第3項に「実習の評価は、原則として当該実習箇所にも3分の2以上出席した者に行う」とし、臨地実習も含めた学習に必要な時間数の基準を設けている。さらに、学則施行細則第6条第4項にやむを得ない理由で出席時間が3分の2以上に満たない場合には、補習を行い、受験資格を与えることがあるとしている。

4 単位認定

単位履修の認定については、学則施行細則第2条第1項第1号に規定されている教務委員会にて、教務委員会運営規定第5条第1項第2号に基づき、履修に関する委員会を1回/年開催し、単位の履修状況を学年毎に協議の上、学校長が認定している。単位履修の認定がされない場合の対策も委員会で審議され、学校長が最終決定をしている。

卒業の認定については、上記同様に卒業に関する教務委員会を1回/年開催し、単位の修得状況の認定以外にも学則第19条(卒業の欠格条件)の卒業の要件である欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えていないことを確認している。

学則 抜粋

(単位の認定)

第17条の3 授業科目の履修の認定は、その授業科目の担当教員が、自ら定める方法による試験を実施することによって行う。

2 試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

3 試験が合格点に達しない学生には、再試験を受けさせることができる。

4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けなかった学生には、追試験を行うことができる。

(既修得単位の認定)

第17条の4 入学を許可された者が学校に入学する前に学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、放送大学学園法(平成14年法律156号)第2条第1項に規定する放送大学又は次に掲げる学校等(以下これらを「大学等」という。)において修得した授業科目の単位については、本人の申請に基づいて既修の学習内容を

評価し、当該学習内容が学校における教育内容に相当するものと認めるときは、その者が当該大学等において取得した総単位数の2分の1を超えない範囲で、学校において修得したものとして認定することができる。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号の規定により指定された看護師養成所
 - 二 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号の規定により指定された歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定された歯科衛生士養成所
 - 三 診療放射線技師法（昭和26年法律226号）第20条第1号の規定により指定された学校又は診療放射線技師養成所
 - 四 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定により指定された学校又は臨床検査技師養成所
 - 五 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号の規定により指定された学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定された学校若しくは作業療法士養成施設
 - 六 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定により指定された学校又は視能訓練士養成所
 - 七 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定された学校又は臨床工学技士養成所
 - 八 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定された学校又は義肢装具士養成所
 - 九 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定された学校又は救急救命士養成所
 - 十 言語聴覚士法（平成9年法律132号）第33条第1号、第2号、第3号又は第5号の規定により指定された学校又は言語聴覚士養成所
- 2 前項の規定による単位の認定は、別表に規定する科目の範囲内で学校長が行う。
 - 3 入学を許可された者が入学する前に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定により指定された学校又は養成施設において修得した授業科目（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第2条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に規定する基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に規定する人間と社会の領域に属する授業科目に限る。）の単位については、本人の申請に基づいて既修の学習内容を評価し、当該学習内容が学校における教育内容に相当するものと認めるときは、学校において修得したものとして認定することができる。
 - 4 前項の規定による単位の認定は、別表に規定する基礎分野の範囲内で学校長が行う。
 - 5 転入学を許可された者が転入学する前に他の看護師学校養成所において修得した授業科目の単位の認定については、学校長が定める。

(卒業の認定)

第18条 卒業の認定は、単位の修得状況、出席状況等を総合して学校長が行う。

(卒業の欠格条件)

第19条 学生は、欠席日数（休学期間中の授業日数を含む。）が出席すべき日数の3分の1を超えるときは、卒業することができない。

学則施行細則 抜粋

(履修の認定)

第5条 学科の履修の認定は、その授業科目担当教員の定める方法により試験を行い、当該担当教員が成績を評価して認定する。

- 2 学科試験は、筆記試験を原則とし、必要に応じて口述試験、実技試験、レポート等の方法により行う。
- 3 学科試験の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 4 学則第17条の3第3項に定める再試験は、1回に限り受験することができる。ただし、授業科目担当教員の判断によるものとする。
- 5 再試験は、60点以上を合格とする。ただし、再試験合格者の当該学科試験の成績は、60点とする。
- 6 学則第17条の3第4項に定める追試験は、原則として追試験願(様式第1)により1回に限り行う。
- 7 追試験における成績は、得点から10点を減じたものを点数とし、60点以上を合格とする。
- 8 試験において不正行為があったときは、当該科目を不合格とする。
- 9 臨地実習は、実習箇所毎に評価し担当教員が認定する。
- 10 臨地実習の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
学校長は、60点に達しない者に対して再実習を行うことができる。
- 11 再実習は、60点以上を合格とする。ただし、再実習合格者の当該実習の成績は60点とする。
- 12 成績は、A、B、Cで表示し、その区分は次のとおりとする。

A : 80点以上 B : 70点以上 80点未満 C : 60点以上 70点未満

(受験資格)

第6条 試験の受験資格は、当該授業科目の学則授業時間数の3分の2以上出席している者に与える。

- 2 試験開始後の入退室は認めない。
- 3 実習の評価は、原則として当該実習箇所に3分の2以上出席した者に行う。
- 4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、出席時間数が3分の2に満たない場合において、やむを得ない理由があると認められる場合は補習を行い、受験資格を与えることがある。

(試験の時期)

第7条 試験は原則として、所定の科目終了時に行う。

- 2 実習の評価は、原則として当該実習箇所の終了時に行う。

5 既修得単位の認定

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」第6「単位制」の(2)「単位の認定」のイに「放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で指定規則別表3及び3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については・・・・・・(途中略)当該養成所の履修に変えることができること。」としている。本校では、平成12年度から学則第17条の4に「既修得単位の認定」について定め、当該学生の入学年度に本人の申請に応じて対応をしている。

本校合格の連絡と同時に申請該当者には、既修得単位の申請方法について連絡している。そして、申請手続き時には、教員が申請希望者と大学等が発行した成績証明書とシラバス等を本校の「学習の手引き」と照合させ、申請のサポートをしている。申請されたものについては、教務委員会で既修得単位として認定する科目、単位数について審議し、その審議を経て、学校長が認定している。

大学等における既修得単位の認定について、申請該当者数は6～18人と幅があり、申請者数は、その半数程度となっている。

既修得単位の認定状況

年度	申請該当者	申請者数	延べ認定科目数
平成29年度	13人	7人	16科目
平成30年度	16人	8人	35科目
平成31年度	18人	5人	29科目
令和2年度	10人	3人	12科目
令和3年度	6人	3人	7科目

6 今後の課題

本校では、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」及び「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」を遵守し、本校の教育理念、教育目的、教育目標を意識しながら教育課程を運営している。そして、令和3年の指定規則の改正に伴い、令和2年度及び令和3年度に新カリキュラム改正プロジェクト委員会を立ち上げ、教育理念から見直しを行った。令和4年度入学生から第5次改正カリキュラムで運営しているが、改正カリキュラムの特徴でもあるコミュニケーション能力の強化や臨床判断を行うための基礎的能力が身につけられているか、評価をしていく必要がある。さらに、第4次改正カリキュラムと第5次改正カリキュラムで総時間数は同じものの、単位数が17単位増加している。そのため、教育目標を達成するためには、授業時間以外の学習時間の確保と、学生が主体的に学習する環境の整備が必要となる。